

男鹿市告示第61号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

男鹿市長 菅 原 広 二

1 指定納付受託者の指定を受けた者

名称	住所又は事務所の所在地
一般財団法人男鹿市スポーツ協会	男鹿市船川港比詰字大沢田304

2 指定納付受託者に納付させる歳入 船川港金川多目的広場球技場利用料

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和8年4月1日